

在留特別許可を受けられた方へ

東京入国管理局 審判部門

◎ 今後行う手続について

(1) 外国人登録の変更登録が必要です。

在留特別許可を受けた日から**14日以内**に、お住まいの市区町村の外国人登録の窓口で、在留の資格に関する外国人登録の変更登録を行ってください。

(2) 在留期間更新等の手続が必要です。

在留特別許可証印に記載されている在留期間を超えて引き続き本邦に在留を希望する場合は、在留期間の満了日の2か月前から満了日までに、あなたの居住地を管轄する地方入国管理局、各出張所で**在留期間の更新許可を申請**してください。

(3) 再入国許可について

海外旅行等で一時的に日本を離れる場合は、予め、あなたの居住地を管轄する地方入国管理局、各出張所で**再入国許可を申請**してください。

再入国許可を取得せずに日本から出国した場合には、現在の在留資格・在留期間が消滅し、再度本邦に入国する場合には新たな査証を取得し、上陸許可に際して、改めて在留資格・在留期間の決定を受けなければならないので御注意ください。

※ 在留期間更新許可申請、再入国許可申請等の手続は、羽田空港、成田空港等の空港では受付けていません。

なお、在留期限、外国人登録証明書の有効期限、旅券の有効期限はそれぞれ異なっていますので、各々の期限について確認した上で申請等を行ってください。

(4) その他

① 在留資格証明書の交付を受けた方

在留資格証明書は再交付しませんので、紛失等しないように保管には十分御注意ください。

② 有効な旅券を持っていない方

旅券を持っていない方、旅券が失効している方は、自国の大使館等で旅券の発給又は更新をしてください。なお、詳しい説明については、各大使館等に直接お問い合わせ願います。